

第 1 回

第IV期

ホームレスの自立支援等に関する
推進計画策定委員会

(令和元年 7 月 29 日会議録)

新宿区福祉部生活福祉課

午後2時00分開会

○生活福祉課長 本日はお忙しい中、第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の第1回会議にお越しいただき、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めます。

私は生活福祉課長の片岡です。委員長及び副委員長が選任されるまで、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は区長が出席しておりますが、所用がございまして、委員紹介後、退席させていただきます。

さて、開会に先立ちまして、資料のご確認をお願いいたします。

本日お手元に配付した資料は、次第の一番下に記入しております。全部で10点ありますので、不足がありましたらお知らせください。

資料1-①、第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会設置要綱、資料1-②、委員名簿、資料2、新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策（平成16年～平成31年）、資料3、第III期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（概要版）、資料4、第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会スケジュール（案）、資料5、ホームレスの自立支援等に関する基本方針（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）、これは、本文、新旧対照表の2点です。資料6、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しのポイント、資料7、ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）（平成31年3月策定）、資料8、ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）における課題と取組、資料9、第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画及び概要版（素案）、第1回会議ご意見シート。

資料が足りない方はお申し出ください。また、第III期推進計画は、皆様の机上に配付しておりますので、隨時ご活用ください。

続いて、お願ひです。議事録を作成するため、ここからはご発言を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、次第の2つ目、委員委嘱についてでございます。

今回は、第IV期の計画策定に向けた初めての委員会でございますので、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の関係で、既に机上に配付させていただいております。

氏名等、お間違えございませんでしょうか。

それでは、委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、区長から挨拶をいただきます。

吉住区長、お願ひいたします。

○区長　区長の吉住でございます。このたびは、大変お忙しい時間帯にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

もうご存じのとおりでございますが、新宿区は、新宿駅のような大規模な駅と、また歌舞伎町などの繁華街、また中央公園や都立戸山公園といった大きな公園を抱えています。そういう意味では、匿名性を求めて流入してくるホームレス等への対応が課題となっています。

今回策定を目指しています第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画については、現在の第III期の計画が令和元年度までの計画であること、また、ホームレスの高齢化、路上生活期間の長期化が一層進んでいるほか、簡易宿泊所や終夜営業店舗など、不安定な居住環境の中で、路上と屋根のある場所とを行き来する人が増加している点を考慮し、時代のニーズに合ったホームレスの自立を支援する推進計画として策定をしていただきます。

第IV期の計画を策定する際には、国のホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しのポイントとして挙げられている39歳以下のホームレスや65歳以上のホームレスなど、年代別にそれぞれが抱える課題等に対応した支援、ホームレスに対する保健医療の確保、安定した居住の場所の確保なども考慮するとともに、平成30年度に改定された東京都のホームレスの自立支援等に関する実施計画を踏まえた上で、第IV期の推進計画を策定したいと考えています。今回ご参加いただきました委員の皆様の知識や経験を活かしていただきますよう、お願いを申し上げます。

そして、新宿区の地域特性に合った計画として、これまでのIII期の計画を基本としながらも、より実効性の高い計画となるよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　ありがとうございました。

では、続きまして、次第の4、委員の紹介に移ります。

これから、名簿の順番でお名前をお一人ずつお呼びいたしますので、お名前を呼ばれた方は、簡単な自己紹介をお願いできればと思います。

初めに、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授、岡部卓様。

○岡部委員　岡部です。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合、社会福祉事業団自立支援センター
新宿寮施設長、鈴木一美様。

○鈴木委員　鈴木でございます。よろしくお願ひします。

○生活福祉課長　公益社団法人東京社会福祉士会副会長、金子千英子様。

○金子委員　金子でございます。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構理事長、笠井和明様。

○笠井委員　笠井でございます。よろしくお願ひします。

○生活福祉課長　特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会代表理事、佐久間裕章様。

○佐久間委員　佐久間です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　新宿区民生委員・児童委員協議会代表、榎町地区民生委員・児童委員協議会、
永井聖子様。

○永井委員　永井聖子です。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　新宿区町会連合会代表、柏木地区町会連合会会长、山田和男様。

○山田委員　山田です。よろしくお願ひします。

○生活福祉課長　ありがとうございました。

続きまして、本日出席の職員を紹介いたします。

福祉部長、関原でございます。

○福祉部長　関原でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○生活福祉課長　福祉部地域福祉課長、中川でございます。

○地域福祉課長　中川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　福祉部保護担当課長、藤掛でございます。

○保護担当課長　藤掛です。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　みどり土木部交通対策課長、小菅でございます。

○交通対策課長　小菅です。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　生活福祉課相談支援係長、高頭でございます。

○生活福祉課相談支援係長　高頭でございます。よろしくお願ひします。

○生活福祉課長　生活福祉課施設援護係長、木村でございます。

○生活福祉課施設援護係長　木村です。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長　みどり公園課公園管理係長、渡辺でございます。

○みどり公園課公園管理係長　渡辺です。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 続きまして、事務局のほうを紹介いたします。

生活福祉課生活支援係長、平野でございます。

○生活福祉課生活支援係長 平野でございます。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 同じく生活福祉課生活支援係の村松でございます。

○生活福祉課生活支援係 村松です。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 生活福祉課生活支援係、高井でございます。

今、高井は入口で対応中でございます。

生活福祉課生活支援係、岩野でございます。

○生活福祉課生活支援係 岩野でございます。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 最後に、私、生活福祉課長の片岡と申します。よろしくお願ひいたします。

では、委員及び職員の紹介は以上になります。

ここで、まことに申しわけございませんが、区長、所用のため、ここで退席をさせていただきます。

○区長 よろしくお願ひいたします。

(区長退席)

○生活福祉課長 では、続いて、本日は第1回目の会議でございますので、委員長及び副委員長の選任を行います。

選任に先立ちまして、まず、定足数と会議の成立を確認いたします。

お手元の資料1-①、本委員会の設置要綱の2ページをご覧ください。

こちら、上から5行目の第6条第2項に、委員会の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができないと規定されています。本第IV期推進計画の委員につきましては7名でございますので、4名の出席で会議成立となります。本日、7名全員出席いただきておりますので、会議が成立していることを、ここでご報告いたします。

続きまして、委員長の選任を行います。

お手元の要綱の1ページの下段をご覧ください。

第5条第2項で、「委員長及び副委員長は、委員の互選で定める」と規定しております。

まず、委員長でございますが、どなたか立候補される方、もしくはご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○鈴木委員 立候補がなければ、岡部先生でよろしいかと思います。

○生活福祉課長 ただいま、岡部委員というご推薦がありましたのでお諮りします。

岡部委員に委員長に就任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○生活福祉課長 では、委員会要綱第5条第2項により、岡部委員が委員長に就任いたしました。

では、岡部委員、席の移動をお願いいたします。

○岡部委員長 ご承認いただきましてありがとうございます。

これより、私のほうで司会進行を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

では、着席させていただきます。

それでは、副委員長の選任をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、委員長一任ということにさせていただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○岡部委員長 それでは、新宿寮施設長の鈴木委員に副委員長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡部委員長 では、鈴木委員に副委員長をお願いしたいと思います。

どうぞ、こちらにご着席ください。

鈴木副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○鈴木副委員長 鈴木でございます。

まだ、この路上対策事業にかかわってから4年目でございますので、経験則としてはまだ不足しているのかなと思いながら対応させていただいているところでございますので、これを機に、改めて勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に沿いまして進行をさせていただきたいと思います。

16時までの予定とさせていただきたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいいたします。

では、まず、次第に沿いまして、次第の6、報告をお願いいたします。

1つ目の新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策について、2つ目の第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要と進捗状況について、生活福祉課長より報告及び説明を受け、その後、次第の第7、議事の第Ⅳ期推進計画の策定等についてご審議いただいた

いと考えております。

では、報告をよろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 それでは、次第の6（1）新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策について、ご報告をいたします。

まず、お手元の資料2、新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策（平成16年から平成31年）、こちらをご覧ください。

この年表に沿いまして、新宿のホームレス数や対策の概要を簡単にご説明いたします。

新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅や繁華街を抱える中、流入するホームレスが大きな都市問題となっております。

そこで、区は、ホームレス対策を区政の重要課題と位置づけまして、区独自のホームレス対策を実施するとともに、東京都・特別区、NPO等の関連団体と連携して、他の自治体に先駆けまして、さまざまな取り組みを進めてまいりました。その結果、ホームレスの人数は大幅に減少しましたが、相談内容は一層多様化、複雑化しており、それぞれのニーズやタイプ、段階に応じた支援が重要となっています。

そこで、新宿区のホームレス状況の特色と、これまでの対策状況について、1つ目が、新宿区のホームレス数の変化、2つ目として、国、東京都、特別区のホームレス対策への取り組み状況、3つ目として、新宿区のホームレス対策への取り組み状況、この3つの視点からご説明させていただきます。

まず、ホームレス数の変化といいたしまして、こちら、資料2の上段をごらんください。

上段左は、東京都の路上生活者概数調査による新宿区及び東京23区のホームレス数の推移となっています。右側が、その推移を折れ線グラフであらわしたものとなっています。

下段のほうは、ホームレス対策基本施策の年表となっております。

上段左の年表は、平成22年から31年の23区全体と新宿区のホームレス数、そのうち区内の公園、駅、道路に寝起きするホームレスをまとめたものになっています。上段右の折れ線グラフは、新宿区最多期の平成16年から31年までの23区全体と新宿区内のホームレス数をまとめたものになってございます。

そこで、上段右の折れ線グラフの赤いラインをごらんいただきますと、新宿区内のホームレス数の推移にはピークがございます。ピークとして、平成16年8月の1,102名でございます。ここが、新宿区のホームレスが最大となった年です。また、23区全体でも、最多の数となっていました。

その後、平成20年度、21年度に年末のいわゆる派遣村の影響があったものの、平成22年度からは少しずつ減少しまして、平成27年1月の調査では、23区全体では778名、新宿区内では70名まで減少いたしました。その後一旦増加したもの、横ばいの状況が続いております。

直近の平成31年、ことし1月の調査では117名となっておりまして、これは、ホームレスの数が最大だった平成16年8月と比較して、その約10%まで減少したということが言えます。

では、次に、第2として、新宿区や国、東京都や特別区は、どのようにホームレス対策を進めてきたかについてです。

資料下段の表をご覧ください。

この下段の表は、一番上が日本全体の社会や経済の動き、真ん中部分が、国、東京都・特別区のホームレス支援の推移、一番下が新宿区のホームレス支援の年表となっております。

まず、年表の一番左の平成13年までと書かれた縦の列のご覧ください。

まず、平成5年ごろ、新宿駅の西口の地下道に、いわゆるダンボールハウスができ始め、ホームレス問題が社会問題として認識されるようになりました。その後、大きな展開を迎えたのが、平成10年2月の新宿駅西口ダンボールハウス火災事件でございます。このころから、ホームレスの人権擁護と支援を求める声が高まりまして、事件から2カ月後、平成10年4月には、新宿区内にホームレス暫定支援センターが2カ所設置されました。

このような流れの中で、国は、平成14年7月にホームレス自立支援に関する特別措置法を、10年間の時限立法で制定し、翌15年7月にはホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定するなど、ホームレス対策に乗り出しました。その後、平成24年に特別措置法を5年間延長しまして、さらに、平成29年には10年間の延長がなされました。これに伴い、基本方針も改定がされております。

また、この特別措置法は、地方自治体はホームレス対策の計画を策定するとしておりまして、まず、東京都が平成16年7月にホームレスの自立支援等に関する実施計画を策定いたしました。その後は、平成21年に第2次の計画、平成26年には第3次、そして平成31年度から第4次の実施計画を策定しています。

一方、新宿区におきましては、平成18年2月に第I期となるホームレスの自立支援等に関する推進計画を策定いたしました。

この第I期の推進計画では、ダンボールハウス火災事件以降、率先してホームレス対策を進めてきた新宿区の実績と、区内のホームレスに関する詳細な分析をもとに、7つの重点項目を定めまして、平成18年度から22年度を計画の期間とする、ホームレスに関する先駆的な

事業について方針を出しました。

これにより、平成18年4月には、日本最初のホームレスに関する総合拠点相談所「とまりぎ」が開設され、相談体制の拡充やシャワー提供の充実が実現し、また、平成19年4月には自立支援ホームが開設されるとともに、地域生活安定促進事業が始まりました。

このような状況の中で、平成20年にはリーマンショックが起り、新たなホームレス層への対応が必要となる中で、東京都は、先ほど申し上げた21年10月に第2次の実施計画を改定しました。これによって、新型自立支援センターや自立支援住宅を新たな核とした自立支援システムなどの対策により、ホームレスの早期の自立に加えて、ネットカフェ難民など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の生活の安定を図ることとしました。

新宿区におきましても、第Ⅰ期の推進計画が平成21年度までとなっていたことから、リーマンショック後のホームレス状況を踏まえて、平成22年2月に第Ⅱ期の推進計画を策定しました。

第Ⅱ期推進計画では、この間のホームレス数の減少やホームレス層の変化、都区制度の見直しなどを踏まえまして、8つの重要項目を展開することとしました。

先ほど、7つの重要項目が1つふえたのが、アセスメントシステムの構築になります。また、ホームレスのタイプを分析しまして、そのタイプに合った施策を展開することで、第Ⅰ期の推進計画を深めるものとしました。計画期間は、平成22年度から26年度の5年間でございました。

さらに、平成25年12月には、生活困窮者自立支援法が公布されました。

この間、区は、第Ⅱ期の計画に基づきまして、相談体制の機能強化など、8つの重点項目に取り組んできました。これらの成果として、この4年間に区内のホームレス数は、平成22年1月の286人から平成25年1月の162人まで、確実に減少いたしました。

第Ⅱ期の推進計画が平成26年度までとなっていたことから、平成27年度に第Ⅲ期の推進計画を策定しました。

第Ⅲ期の推進計画は、当初平成27年度から29年度までの3年間の計画期間でしたが、国の特別措置法の10年間の延長があり、国の基本方針と東京都の実施計画を踏まえた第Ⅳ期の計画を策定するために、第Ⅲ期の計画は令和元年度まで延長したところとなっています。

この間、平成27年4月には、生活困窮者自立支援法が施行となり、第二のセーフティーネットが拡充し、8月には新宿寮が開設、平成29年度からは、都区共同で路上生活者対策モデル事業を開始するなど、ホームレスの自立に向けた支援の動きが充実しました。

これらの成果として、区内のホームレス数は、ことし1月に117名となってございます。

以上で、雑駁ではございますが、報告の1、新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策についての説明、報告とさせていただきます。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

90年代の後半からホームレスの数が非常にふえまして、その後、新宿区さん、あるいは東京都、あるいは国の積極的な取り組みの成果が減少となってあらわれてきたというふうにすることも、できるのではないかと考えます。

次に、第Ⅲ期の推進計画の概要と進捗状況について、事務局より報告をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 それでは、これから皆様に改定をお願いしております新宿区の第Ⅲ期の推進計画の概要と、その進捗状況についてご報告いたします。

お手元の資料3、第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（概要版）、こちらをご用意いただければと思います。

こちらの概要版に沿って、進捗状況についてご報告をいたします。また、第Ⅲ期の推進計画の各事業の詳しい内容につきましては、緑色の本冊の65ページから83ページにかけて説明がございますので、必要に応じて、あわせてご参照いただければと思います。

では、まず、概要版の右上の部分に資料3と記載されたページ、こちらをご覧ください。見出しの下の部分の一番上の段の部分ですが、区のホームレス対策に取り組む背景として、まず1つ目、新宿区は地域特性によってホームレス対策が大きな行政課題となっていること。2つ目として、ホームレス数は大幅に減少したものの、ホームレスとなる要因は多様化、複雑化し、ホームレスのニーズや支援段階に応じた取り組みと、質的な変化に対応する施策展開が必要なことが書かれております。

次に、真ん中の段の緑色の基本方針としまして、まず、第Ⅱ期のホームレスの自立支援等に関する推進計画を基本的に継承します。2つ目の生活困窮者自立支援法施行、国の基本方針や東京都の実施計画の内容を踏まえ、ホームレス像の変化に対応するため、次の3つのポイントを中心として、これまでの成果を生かして取り組んでいきますということで、ポイント1、固定・定着化が進む高齢層に対する支援、ポイント2、若年化しつつある層に対する支援、ポイント3、再路上化への対応、以上の2つの柱を定めました。

その下の部分ですが、ホームレスの定義とタイプには、タイプ別の特色がありますが、従来型の日雇い労働者層を中心とするタイプ1に加えまして、タイプ2、それからタイプ3が

新たなホームレス層として認識され始めてきました。

次に、その左側のページの下のほうに、連携のイラストがあるページをご覧いただければと思います。このページの囲みの部分の「新宿区・東京都・国の役割」にあります区、都、それから国との役割分担についてご説明いたします。

ホームレス対策は、重要な大都市問題として、新宿区のみで対応する問題ではなく、国や都との連携や役割分担が大切です。

しかし、これまでには、区、都、国の役割分担が必ずしも明確ではなく、新宿区、また、都が国の先陣を切って取り組みを進めてきたという過去もございました。さらに、ホームレスの多い都心部や河川、公園などを抱える区とそうでない区では、取り組みに対する温度差があるというのも事実でございます。

そこで、現場を抱える区と23区を取りまとめる東京都及び国の役割を、先ほどご覧いただいた囲みの「新宿区・東京都・国の役割」のように考え、区としての取り組みを推進するとともに、第Ⅲ期の推進期間中に要望していくこととしました。

ここまでが、第Ⅲ期の推進計画の骨格についての内容となります。

ここから、第Ⅲ期の推進計画の具体的な取り組み、これは8つの基本方針になりますが、その内容と進捗状況についてご説明をいたします。

こちらの概要版、資料3と書いてあるページの、今度は裏面の両面の見開きの部分をご覧ください。

一番上の部分に、第Ⅲ次推進計画の骨子となる8つの基本施策が掲げられています。

ここからは、各施策の概略と進捗状況、こちらを説明いたします。

最初に、第1の柱となります相談体制の機能強化について説明いたします。

ここでは、相談体制を支援段階に応じまして、はじめの相談、それから施設入所中の相談、さらにアパート生活後の相談の3段階で充実することとしております。

まず、はじめの相談のところです。ここには2つの相談事業が掲げられています。

まず、①として拠点相談所。こちらは、平成18年4月から実施しておりまして、今年度も拠点相談事業「とまりぎ」として引き続き実施をしております。ハローワーク、それから東京ジョブステーション、NPO等との連携も強化しながら、事業を展開している内容のものとなっております。

続けて、②巡回相談事業。こちらは、平成18年4月実施開始しまして、今年度も都区共同の自立支援システムとして引き続き実施をしているものでございます。

続けて、施設入所中の相談段階のものになります。

③巡回相談一時宿泊支援事業。こちらは、NPOが行う巡回相談機能と区の一時宿泊事業が連携しまして、6床分の緊急宿泊ベッドを確保し、食事を提供しながら就労自立へ向けた支援を実施しています。

次に、④地域生活サポート、宿泊所等入所者相談援助事業。こちらは、宿泊所に入所している地域生活の継続が困難なケースに対して、生活相談等を行う地域生活サポートを、緊急一時保護機能とあわせて引き続き実施をしています。

次に、アパート生活後の相談の段階のものです。

⑤としまして訪問サポート、地域生活安定促進事業。こちらは、宿泊所等からアパートへ転居した方を、専門相談員が巡回しまして生活相談等を行うものとなっています。アパート転居の支援や転居後の生活相談等を行う訪問サポートを、引き続き実施してまいります。

次に、⑥地域生活継続支援事業。こちらは、都区共同の就労支援を中心とした施設の退所者について、再路上化を防止するために、転居先の訪問や電話相談等を実施しているものでございます。

次に、2番目の柱となります生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントでございます。

こちらにつきましては、アセスメントのチェック項目に沿いまして、面接を行っているという内容のものになっております。

次に、3つ目の柱となります福祉的支援の条件整備になります。

こちらは、ホームレスに応急援護や相談、助言を行う中で、自立に必要な福祉的支援の条件を整備するものとなっております。

まず、①応急援護事業です。こちらは、ホームレスに食料の提供、シャワーの提供、日用品の支給について実施をしているものとなっております。ホームレスから脱却するための入り口支援として、今後も継続して実施してまいります。

次に、②心身の健康に関する支援。こちらは、ホームレスの結核検診や健康相談を中心とした保健所との連携を引き続き実施していく内容のものとなっております。

③年金の調査。こちらは、ホームレスの中には、年金の受給権がある方が少なくないので、さまざまな相談、助言の中で、年間の調査や手続を支援するというものです。さまざまな課題を整理し、年金受給に結びつくような相談、助言、調査を行っております。

次に、④住民登録の設定。こちらは、住民登録がないことが、路上生活からの脱却に大きなハンデとなっておりますので、住所の設定や戸籍の調査を支援する内容のものです。これ

らの手続について、支援を実施しております。

次に、4番目の柱となります施設・住宅資源の確保でございます。こちらは、施設・住宅資源の確保は自立支援の根幹でございますので、既にある施設の有効利用や民間との連携で、施設・住宅資源の充実を図るものでございます。ここでは、緊急対応型と地域生活移行、定着型の2段階に分類して整備をしております。

初めに、緊急対応型になります。

①民間宿泊所の借り上げ、給食宿泊場所の確保でございます。これは、緊急一時的な給食宿泊場所を確保して提供しているという内容のものでございます。

②の緊急一時保護事業。こちらは、ホームレスの一時的な保護と心身の健康回復を図るとともに、利用者の就労意欲等の総合的な評価を行っております。これは、平成27年度から生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として実施をしております。

続けて、地域生活移行、定着型のほうに移ります。

③自立支援ホームとあります。こちらは、就労意欲があるホームレスに居室を提供しまして、就労支援や生活指導を短期的、集中的に実施して、アパートへの転宅を支援するものでございます。短期的、集中的に就労指導や生活指導を行いまして、自立を支援する自立支援ホームを今後も引き続き実施してまいります。

④自立支援事業でございます。こちらは、緊急一時保護事業利用者のうち、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる人に、就労の準備や職業相談、アパート転宅相談等を行い、就労自立を支援しているという内容のものでございます。

続いて、⑤自立支援事業（自立支援住宅）になります。こちらは、就労が確保された人が地域生活に移行するための生活訓練の場として、一定期間住宅を提供しております。

次に、⑥生活支援付き住宅の整備。こちらにつきましては、介護サービスなどさまざまな地域の資源を生かした生活支援つき住宅事業を実施しているNPOなどの支援団体の支援を、国・東京都の助成制度を活用しながら、住宅・高齢者部門と連携して推進をしているものとなっております。

⑦住宅の確保で、こちらにつきましては、公営住宅の入居あっせんなど、低家賃住宅の確保、家賃助成など、国や都に要望している内容となっております。

つづいて、5番目の柱となります就労支援でございます。

まず、①就労支援とあります。こちらは、拠点相談所でホームレスからの就労関係の相談に応じたり、生活保護を受給している元ホームレスに対しまして、就労支援員による支援で

すとか新宿就職サポートナビなどの案内を行っているものでございます。

②の就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化。こちらは、ハローワーク、それからTOKYOチャレンジネットなどとの連携強化を図るものでございます。現在も、ハローワークやTOKYOチャレンジネットなどと連携して支援を行っています。また、平成23年に新宿就職サポートナビ、こちらを開設しまして、連絡会議等の場を活用して、日ごろから密に連絡をとて事業を実施しております。

続いて、③雇用対策におけるセーフティーネットの充実でございます。こちらは、セカンドセーフティーネットが実効性の高い仕組みとなるよう、国に要望をしております。

次に、6番目の柱、人的資源の開発とネットワークづくりになります。

まず、①ホームレスの自立支援策の周知。こちらにつきましては、ホームレス支援策の理解を深めてもらうために、第Ⅲ期の推進計画の概要版などを積極的に活用しまして、福祉関係の職員や地域の民生委員・児童委員などの関係者に広く周知していくという内容のものでございます。

②福祉関係職員の研修等の実施。こちらにつきましては、東京都、それから23区、特人厚などの会議を通じまして、ホームレス支援策の共通認識を図るための情報共有化を図っているものでございます。

③広域的な関係機関会議の設置。こちらにつきましては、従前から設置を求めているところですが、ホームレス問題を中心とする会議の設置までには至っていないという状況でございます。

④関係機関・団体等との連携会議の設置。この進捗につきましては、都区共同事業の効果的な運営を推進するため、東京都も含めました東京23区のブロック別会議、こちらを実施しています。また、関係機関やNPOなど支援団体との会議や情報交換を、隨時行っているというものでございます。

続きまして、7番目の柱、公共施設の適正管理でございます。ここでは、一定のルールのもとに、公園や道路などの公共施設を、誰もが快適に利用できるようにするために、区はホームレスの人権に配慮しながら、公共施設の適正利用に取り組んでいるものでございます。

まず、①大規模公園。こちらは、いわゆるテント生活のホームレスについて、施設の管理者やNPOと連携しまして、都立戸山公園のテント数は平成24年度にはゼロ張となり、平成31年1月、ことし1月時点においてもゼロ張、こちらを維持している状況でございます。新宿中央公園については、アパートなどへの転居を進めまして、平成25年度には3張まで減少

し、その後も公園管理の徹底や都区共同の巡回などを継続した結果、ことし1月時点においてゼロ張という状況になってございます。

②の中小規模公園でございます。こちらは、定期的な施設管理者の巡視とあわせまして、巡回相談を行っています。苦情などがあったときには、個別に対応しているという状況でございます。

③道路等。こちらにつきましては、定期的な道路管理者の巡視とあわせまして、巡回相談を行っています。道路管理者や警察等と連携して対応しているという内容のものでございます。

④その他の公共施設。こちらは、人権に配慮しながら、施設管理者から声かけを行っているものでございます。また、巡回の相談員を派遣しまして、福祉施策の利用、こちらを促しているというものでございます。

最後、8番目の柱、人権啓発でございます。これには、ホームレスも区民も、同じ地域に存在する人間としての人権を持つという観点から意識啓発を行いまして、ホームレス問題への相互理解を醸成するものでございます。

まず、①ネットワークづくり等による啓発。こちらは、地域の会議への参加の機械を捉えまして、区民、地域団体への啓発を推進するものでございます。ふれあいトーク宅配便のメニューに載せるとともに、必要に応じて民生委員児童委員協議会等で説明をしております。また、中・高生を含む区民等の質問に応ずるなど、隨時啓発を行っているというものでございます。

②第Ⅲ期推進計画を活用した啓発。こちらは、ホームページによる計画の公開や概要版の配布によって、人権啓発に努めているというものでございます。

以上で、第Ⅲ期のホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要のご説明と、進捗状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

第Ⅲ期の推進計画の概要と進捗状況について、説明していただきました。

皆さんのほうからいろいろご確認あるいはご意見あるかと思いますが、先に議事に進めさせていただいて、その中で、また皆様のほうからその点についての確認をしていただければと思います。

議事次第は、4点審議をしていただく事項がございます。

まず最初の議事、第Ⅳ期推進計画の策定スケジュールについて、ご審議をお願いしたいと

考えております。

会議は年2回で、年度内に答申とのことです、スケジュールについて、事務局、ご説明をお願いいたします。

○生活福祉課長 それでは、策定のスケジュールについて、ご説明いたします。

お手元の資料4、第IV期のホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会スケジュール（案）、こちらをご覧いただければと思います。

今回の第IV期のホームレスの自立支援等に関する推進計画でございますが、第III期を基本的に継承しつつ、皆様方に素案を検討していただければと思います。その後、パブリックコメントで幅広く意見を伺いまして、11月に予定している第2回の委員会で最終案を固めて、区長に答申をしていただくという予定のものでございます。

区のほうでは、答申を踏まえて計画を策定しまして、議会に報告をいたします。来年度、令和2年度からは、この新しい第IV期の推進計画で各事業を実施していくという予定でございます。

説明のほうは以上でございます。

○岡部委員長 大変タイトな日程で恐縮ではございますが、この予定で進めたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○岡部委員長 では、お認めをいただいたということで、次の議事に進めたいと思います。

2つ目の第IV期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定の方針についてです。

では、事務局、よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 では、初めに、（ア）の国及び都のホームレスの自立支援等に関する動向について、こちらからご説明をさせていただきます。

きょうお配りしている資料の中で、資料5がございます。こちらは、国の基本方針になつてございまして、本文と、あと新旧対照表となっております。それから、次の資料6、こちらは、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しポイントとなっています。これから説明いたしますが、資料6に基づいて行いますので、お手元には資料6をご用意いただければと思います。

こちらの資料6につきましては、新宿区で作成したものでございますが、上段の部分に国の基本方針の見直しのポイント、こちらを記載しております。こちらの2つ目の丸にございますホームレスの高齢化や路上生活の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が

必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において保健医療職、具体的には保健師、看護師、精神保健福祉士等になりますが、これらによる医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援、こちらを充実する形で、第IV期の計画のほうに盛り込んでいければと考えております。

続きまして、資料7も本日お付けしております。こちらは、ことし3月に策定されました東京都の実施計画となってございます。同じく資料8につきましては、この東京都の実施計画における課題と取り組みを、私ども新宿区のほうでまとめた内容となってございます。資料8のほうをちょっとご覧いただければと思います。

東京都の計画におきまして、まず、大きな変更点につきましては、左側の基本方針における課題の①にあります高齢化や路上生活の長期化が顕著なホームレスに対する支援に対応する、右側の新と記載されている支援付地域生活移行事業、こちらが挙げられます。これは、都区共同で実施するものでございまして、必要な支援を行った上で適切な福祉施策につなぎ、地域移行を図る、そういう内容の事業でございます。

この支援付地域生活移行事業につきましては、次の②番、それから④番、資料8の裏面にいって⑧、この3カ所にも再掲ということで記載された新しい事業となってございます。こちらの事業につきましても、新宿区の第IV期の計画のほうに盛り込んでいければということでお考えております。

では、続けて、先ほどちょっと使用しました資料3、第III期のホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要版、ちょっと戻ってこちらのほうをお手元にご用意いただければと思います。

先ほどご説明した第III期の推進計画におきましては、新宿のホームレス、こちらを、今から申し上げます3つのタイプに分類をしています。タイプ別に、その特性をご説明いたします。ホームレスの定義とタイプと書いた部分をごらんください。

まず、タイプ1としまして、おおむね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層とあります。ここは、いわゆる日雇い労働者が高齢となりまして、仕事がなく、路上生活となつた例が多く見られます。仕事は、空き缶広いなどの都市雑業、そういった業務に就労していることが多いです。高齢化と長期化の路上生活の中で、心身の健康が衰えてきている人が多いという状況のものでございます。

続けて、タイプ2、おおむね50歳以下で、傷病、障害、過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築等の支援が必要な層とあります。こちらは、地域や家族とのつながりや助け合

いが薄れ、社会的に孤立している若年層に、ホームレス生活を余儀なくされている人がふえて、多様な支援が必要だという内容のものでございます。社会的な孤立が長引くほど、自立が難しくなることが多い傾向にあります。また、心身の傷病を抱えている方も、一定程度おられます。これが、タイプ2というものでございます。

続けて、タイプ3、おおむね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保されれば、すぐに自立が可能な層とあります。こちらは、派遣切り等で職と住まいを一晩で失ったような層になります。派遣先を転々として、スキルアップや増収につながらない例が多く見られます。現時点では、ネットカフェ等に起居しており、路上生活までは至っていませんが、不安定な就労状況によって、路上生活を余儀なくされる可能性が大きい層となります。また、せっかくアパートに転居をしても、再び職を失い、路上に戻る人も一定程度見られます。こちらがタイプ3というものになります。

続けて、資料にはちょっとございませんけれども、ホームレスという視点から見ました新宿の地域性について、ご説明させていただきます。

新宿は、町の特性として、ホームレスが集まりやすい条件がそろっているということが言えます。

まず、繁華街にはコンビニエンスストアなどの飲食店が多数ありますし、食料が得やすいというのが挙げられます。また、地下道ですとかビルの軒先、公園など、雨露をしのいで路上生活が可能な空間がたくさんございます。また、空き缶集めなどの都市雑業などの仕事につきやすいという例もあります。また、路上生活者支援団体が多く、いろんな各種の情報を得やすいという点もございます。それから、ネットカフェやファストフード店など、夜間を過ごせる空間も数多くございます。また、新宿駅周辺は、長距離バスの発着の拠点となっておりまして、地方から上京して、そのまま新宿で仕事を探しているうちに、所持金が底をついて路上生活を余儀なくされるといった例もふえてきています。

以上、これらの内容を整理しますと、新宿のホームレスの現状と課題として、4つ上げられると考えます。

まず、1つ目としまして、新宿区内のホームレスは、人数は確実に減少しておりますが、ネットカフェ難民など、見えにくいホームレス、こちらはふえていく状況にあります。

2つ目としまして、ホームレス数は減少していますが、ホームレスになる原因は多様化、複雑化している上に、景気の動向に非常に大きく左右されます。また、新たなニーズへの対応が必要となり、人数も再び増加しないとも限りません。

また、3つ目としまして、こういった点につきまして、国の新しい基本方針では、より踏み込んだ表現となっているところですが、1つの区だけで対応するのは難しい現状にあります。東京都や国、NPOなどとの連携が一層大切な状況となっていることが言えます。

4点目としましては、全国から人が集まる新宿は、ホームレスが集まりやすいという地域特性があるという点でございます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

議事次第の3の推進計画の素案についても、引き続き、よろしくお願ひいたします。

○生活福祉課長 引き続き、説明をさせていただきます。

今申し上げたような現状を踏まえまして、第IV期の推進計画の策定に当たりまして、3つの視点も取り入れながら、第III期を継承して素案を策定いたしました。

1つが、新宿区がこれまで率先して築いてまいりました実績を継承するとともに、PDC Aサイクルで見直し、事業の効率化と改善を図るというものでございます。

2つ目の視点としましては、今後の見通しや対応については、国や東京都、特別区、それから関連団体との役割分担や連携が大切だという点です。

3つ目としましては、国の新しい基本方針で対応することとしているネットカフェ難民などへの対応です。こちらは、今後の大きな課題でございますが、どこまで区で対応できるのか、見きわめが難しい問題だという点でございます。

では、素案の内容についてご説明いたしますが、全てちょっと説明いたしますと時間が足りませんので、概要版を使ってご説明をさせていただきます。

まず資料ですけれども、資料9の①については、これ、計画の素案の本体となっております。資料9の②、こちらが概要版の素案になっております。では、資料9の②の概要版の素案を使用して、ご説明をさせていただきます。

まず、右上に資料9の②と書かれたページの緑色で囲んである基本方針の部分です。ここにつきましては、基本的に第III期の計画から大きな変更等はございません。

では、この裏面をちょっとご覧いただければと思います。

裏面の見開きの部分でございますが、先ほど国の基本方針の中で、見直しの中でポイントとしてご説明しました健康状態の悪い者が必要な医療サービスを受けることができるよう、保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援について、区のほうでも必要に応じて保健師、看護師等と連携して、相談や支援を行う旨の文言を、1の相談体制の機能強化の部分に、新たに加筆をいたしました。

また、続きまして、東京都の実施計画の中で、新たに記載をされました都区共同で実施する、先ほどちょっと触れました支援付地域生活移行事業につきましては、支援を行った上で、適切な福祉施策につないで地域移行を図る事業であるという内容を踏まえまして、4番目の施設・住宅資源の確保の中の地域生活移行：定着型の⑥番という形で、こちらも追加して新たに加筆をいたしました。

大きな変更点については以上となります。

こちらの素案の内容に対するご意見を事務局のほうでこれから集約しまして、整理をしていきたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

第Ⅲ期の計画のご説明をいただいて、そこでどういう課題が出てきたのかとか、そういうことも含めてお話ししていただいて、それから、第Ⅲ期を受けて、第Ⅳ期はどのように進めていくかということについてご説明をしていただきました。

これからは、皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

まず、第Ⅲ期の計画について、ご意見等ありますでしょうか。計画と進捗状況についてご説明していただいたかと思います。

これは、委員長のほうで、第Ⅲ期を受けて、第Ⅳ期素案が提示されておりますので、第Ⅳ期の素案の内容についてコメントいただきても結構かと思います。あわせてということで、ご確認あるいはご質問、ご意見いただければと思います。

いかがでしょうか。

概要版として資料3、それと資料8、それと資料9の②というのが、ひとつ一番ポイントが整理されているものなのかなと思いますので。

○金子委員 よろしいですか。

○岡部委員長 はい、どうぞ。

○金子委員 わからないので教えていただきたいのですけれども、支援付地域生活移行事業は、具体的にはどんな事業なのでしょうか。

○生活福祉課長 こちらの支援付地域生活移行事業でございますけれども、これは、東京都と特別区で共同で行っている事業になります。要は、ホームレス等の巡回をして、まず、自立支援センター等に入っていただいて、就労意欲非常に高くて、心身ともに問題がない方は、そのまま就労先を見つけていただいて、アパートを見つけていただいて、地域につなげてい

くというのが、一番理想的な形ですけれども、中にはなかなか、就労意欲も低くて、なかなか1人で生活を保つことができないような方もいらっしゃいますので、そういった方は、東京都が借り上げた部屋のほうに最長で半年ほど入っていただいて、そこで自立支援センターの職員が生活の支援だとか必要な手続の支援を行いまして、最終的に地域のアパート等へ移ったときにお一人で生活できるように、その支援をした上で、地域のほうにつなげていくという事業になっています。

○金子委員 ありがとうございます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

引き続いて、金子委員、お願ひします。

○金子委員 いろんなこういった事業というのは、大体期間が決まっていると思うのですが、例えば、自立支援施策なんかでも2年と決められていて、それを過ぎてしまった後は、もう、いきなり支援が終わりになるのか、それとも、期間も人によって違う場合があるのか、そのような弾力的な発想というのはできるようになるのでしょうか。

○岡部委員長 事務局、よろしくお願ひします。

○生活福祉課長 期間につきましては、最長、最大で何ヵ月とかいう期間が決まっておりますけれども、あとは、個々の方のケースの状況に応じまして、すぐに地域のほうにおつなぎできる方はおつなぎできますし、本当に支援する期間をフル活用しなきゃいけないような方は、本当のその期間をフルに使って支援をするというような状況でございます。

ただ、仮に地域のほうに、元ホームレスの方でアパートを借りて移っていました場合に、区のほうでも、その後訪問サポートという事業の中で、必要に応じた生活状況の支援、生活の支援を行うなど、そういったサポートもしておりますので、一定期間過ぎた自立支援センターとかの事業も活用しながら、地域に移行した後もフォローといいますか、していくことも欠かさずに、区としても取り組んでいる、そういった状況になります。

○岡部委員長 よろしいですか。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。笠井委員、お願ひします。

○笠井委員 第Ⅲ期というところで考えると、目標値をどこにするのかということもあるんですが、概数調査で、3桁が2桁になったときは非常に喜んでいたのですが、それからまた3桁になってしまいまして、そこから大体横ばいなんですね。

実態も大体こんな感じですが、その打開策としてモデル事業等々出てきたとは思うんで

すけれども、これ、モデル事業だけで打開できるのか、目標値は、タイプ1に関しては、これでもういいと、これ以上減らないというところで、タイプ2、タイプ3を重点的にやっていくのかと、当然そこの議論になっていくとは思います。概数が、今までの減り具合に比べると、第Ⅲ期に対して力が、あまり入らなかつたのかなという感じもしなくもないのですが、その辺はどう総括しているのかというところが見えない。総括はしなくてもいいと思うのですが、そのような気はします。要は、ホームレス概念も大分広がっていますので、その辺に対して、このホームレス対策はどこを軸にしていくのかというところの議論というのは、実際したほうがいいのかもしれません。

そうすることによって、逆に生活困窮者自立支援法との情報というのが、今後も一つ課題になると思うので、この残したタイプ1の人たちを無理やり入れてしまうのか、そのままにしておくのかというのですけど、そういう状態で見守っていくのかというところのちょっと判断、非常に、第Ⅲ期推進計画だと全然やらないというわけにいきませんので、やるという立場なのですけれども、ちょっとその辺が、もう少し議論していいのかなというふうに思います。

あと、区民からの苦情件数というのは減っていますか。

○岡部委員長 どうぞ、事務局お願いします。

○生活福祉課長 今お尋ねの、ホームレスに関する苦情の件数につきましては、一時期といいますか、ホームレスの数が多いときに比較すると、相対的には減っているのかなという印象でございます。

○笠井委員 今、都庁下と、あと新宿駅ぐらいですか。

○生活福祉課長 一番目立つといいますか、重点的に我々も巡回のほうで回っているのが、やはり都庁の周辺と大ガードの下のあたりです。

○笠井委員 大ガードですね。大ガードは、もう、寝るところがないですね、ある意味で。

都庁下もある程度やったけれども、どうなんでしょう。ひとまず道路のほうの管理の関係もあるんだけれども、管理の兼ね合いもありますんで。この辺、ちょっと難しいところは、もう地道にやっていくというスタンスでいくしかないというのは、もう実感なんですけれども。だから、この辺は、今までどおりのことをやりながら、実際、自立支援センター入居者も含めて、みんな生活していますから、どうしろ、こうしろという話じゃないですけれども、そんなような意見であります。

○岡部委員長 先ほど笠井委員おっしゃられた、ホームレスは横ばい、大幅に減少から横ばい

状態になっている。この件について、量的には、平成16年からすると10分の1に下がってきていると。しかしながら、一定の層はホームレスとして残っている。

これは、量的なもので見ると、長いスパンで見ると大幅に減少だと。しかし、第Ⅲ期という形の限定で考えると、一定横ばいになっていると。その中で、どういう層が非常に残っていて、どういう層が出ていているかという、より精査な分析は必要かと思いますけれども、先ほど事務局のほうからご説明があったように、ホームレスは、大きく見れば減少しているけれども、質的なものでいくと、非常に今、多様化、複合化している部分がある。そのことについて、きめ細かい対応が必要だということが、今後、第Ⅳ期においても、そのあたりのところを含めて計画を立てていくことになるかと思います。

それと、もう一つ、このP D C Aサイクルで、計画というのはプランですから、P D C Aでいくと、やはり具体的な数字というところもひとつあるかもしれませんけれども、どういう評価の仕方をするかによってもあるかと思いますので、そのところは、計画によって、ここまでホームレスの支援を進められてきたという見方も、できるんじゃないかなと思います。

また、このあたりのところを、先ほど2と3というふうに、非常に長期化、高齢化していく固定した層とそうでない層、そうでない層が、例えば心の病を抱えていらっしゃるとか、障害がある方であるとか、いろいろとかかわりが非常に多く必要な方というのが残っていらっしゃるということはある、あるいは流入してきているということはあるかと思いますので、そのあたりのところは、計画の中でこれを反映させるということで出されているということかなと思います。

私、ちょっと読ませていただいて、報告を聞いて、そういう意見としては思っておりますが、皆さんの中では、もう少しそのあたりのところをご意見、ご質問等いただいてもよいかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

金子委員、いかがでしょうか。

○金子委員 私、最初に就労センターの時に、アセスメントを行う際に、とにかく難しい方というのでしょうか、自立支援センターへ行くのが非常に厳しい方で、児童養護施設の出身者の方たちに会って、どうしても難しくて、また再度、2回、3回と就労センターのほうに舞い戻ってしまうというありました。

その状況は今変わったのかなと思ったりもしていたんですが、どうもそうでもないという

ことで、結局そこの層が、非常にかかりわりも難しいし、支援が必要だということで、そのあたりの、少なくともホームレスにさせない、ホームレスに陥らせないための支援という、この前の前段階の支援というものが必要なんだろうと思っています。特に教育の場においての支援と、あとは、児童養護施設を退所された方たちが、18歳で家族もなく、そしていきなりアパートを借りて職場が、ちょっと間違った職場であれば、そのままそういった状況になってしまふ。支援も得られないという状況を変えていかない限りは、この層に対しての支援は、とても難しいと思います。

ですので、区の中の何ができるかということではなくて、国や都に対して、そういうところを検討、思案していくという、縦ではなく横の、ホームレスになる前の支援というのを充実してほしいという働きかけを、ぜひ行っていただければと思っています。

それと、アセスメントですけれども、やはり専門職と言われる人間であっても、そのあたりのアセスメントがきちんとできていないという現状があります。今、各自は頑張っておりますけれども、そこでもきちんとアセスメントができないと、おそらく、支援のほうも変わってしまうので、そういった人材を確保するためには、それなりの費用がかかるというところを、ご検討いただきたいと思っています。

○岡部委員長 ほか、いかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 先ほど、人数の件でいうと、横ばいだというお話ですけれども、先ほどお話をあつた苦情等について、私の住んでいる地域の町会でいうと、以前よりは、随分減って今はほとんどいない状況ですね。ですので、ホームレスを見かけることも少なくなったので、もしかすると、先ほどおっしゃっていた特定の場所に多くいらっしゃるのかなという気もします。ですので、地域の、前はあそこの公園、あるいはこここの川沿いに何人いたという話は聞いていましたけれども、最近はそういう話も全く聞かなくなりました。ですので、数的には、大分減ったのかなと思っていたら、資料的にはあんまり変わっていないということなんですね。それで、この施策の6番の中に、地域の区民がより一層人権意識を持ちとか、地域の人々の理解や支え合いということが書かれているんですけども、なかなかこの部分が、私の実感としては、なかなか地域の方の理解がまだ進んでいないんじゃないかなというのは、強く感じます。

先日もこの会議の話をちょっとしたときに、何で我々の税金でホームレスの面倒を見なきやいけないんだという、過激な、過激かどうかわからないですけれども、本心なのかもわかり

ませんけれども、そういう意見を聞きました。そういうお話を聞くと、どうもここに書かれている問題解決の共通の認識を掲げるということが、あまりなされていないのかなというが、何かちょっと実感としてあるので、そこをもう少し、地域の方にも理解していただくというのが大事なんじゃないかなと。なかなか交流を持つというのはハードルが高いと思いますが、まずは理解していただいて、状況がどうなっているのかということも知っていただくことで、また考えも変わっていくかなというふうに思います。

それから、ちょっとお聞きしたいのは、この1番で赤字になっているところですね。医療的な支援ということですけれども、これ、程度によって、もっともっと病気の重い方に対しては、この範囲では違うところの扱いということになるのでしょうか。わからないので、よろしくお願いします。

○岡部委員長 では、事務局、お願ひいたします。

○生活福祉課長 ただいまの施策で、赤字で追加させていただいた部分につきましては、実際、例えば巡回などをしたときに、精神の障害があるのではないかという方には、精神保健福祉士の職員を連れて対応したりということを考えています。本当に重篤で、まさに目の前でもう倒れるといって、すぐに何か対応しなきゃいけないといった場合には、こちらの対応ではなくて、場合によっては、すぐに生活保護につなげたり、そういった形で対応していくと。いずれもケース・バイ・ケースで、それぞれの状況に応じて対応しているということとなります。

○岡部委員長 今、委員の皆さんから、ホームレスという事態になる前の予防的なもの、それこそ、先ほど出ました児童養護を退所されたお子さんたちの問題であるとか、例えば、障害のある方について、居宅とセンターとのかかわりであるとか、そういう必要性がありますよということで、そういうものをぜひ、都であるとか、あるいは国のほうに強く要望していただきたいと思いますね。これは大事なことですので、ホームレスという究極の状態になったところからスタートというよりも、その前のということが必要だということですね。当然、そういう事態になったときには、手厚くやらなければいけないというのは、当然のことかと思います。

あと、先ほど人権の問題が出ましたけれども、1つの指標として、やはり苦情処理ですね。苦情処理というのは2つありますて、こういう大変な人をどうしてきちんとケアしないのだという苦情と、なぜこういう状態の人に対して、地域住民が困っているのにかかわらないんだという、2つが大きくあるかと思うんですが、量的には苦情が非常に少なくなってきて

る。大量に出ている自治体さんなんかもあるわけです。そういう意味では、新宿区民の方といふのは、人権意識が非常に高くて、人権啓発的なものが進んできているのではないか。ただし、それでいいというのではなく、もっと進めなければいけない。それを、例えば、地域の中で、あるいは学校教育の中でとか、いろんな場面でやっていくということは、やはり必要だということを、山田委員ですね、やはりまだまだということをおっしゃられたのは、これはやはり大事な意見かと思いますので、このあたりのところも、引き続き進めていただければなというふうには思っております。

ほか、いかがでしょうか。ご意見いただければと思いますが。

佐久間委員、いかがでしょうか。

永井委員、何か。感想でも結構ですので。

○永井委員 民生・児童委員をやっていまして、生活福祉部にいるものですから、事案に介入させていただいているのですが、この辺のことは詳しくないので。それと、実際にかかわることが余りないものですから、ちょっと勉強と、一所懸命読ませていただきました。

タイプ1の方たちが長期にわたってというので、これは、人の生き方にもかかわって、それと人権のほうということで、難しいなと思うのですけれども、自分はこれでいいよと思っている人に、すごく根気よく対応していくという表現をされているのですが、その辺も難しいだろうなというふうに感じました。

ただ、長期化すると高齢化して、なかなか地域で自分を生かしていくというところが難しくなっているものを、支援付地域生活移行事業というので、ちょっと連携して進めていくというようなことでありますので、そういう方向にはなるのだろうなというふうに思いました。けれど、こういう用意される数というのは、そういう人たちを受け入れていくのに大丈夫のかなということを、少し思いました。

それと、ホームレスの方たちを、今ホームレスではないと言っている方で、近年話題になっている宿泊所と言われるような場所に住んでいる人とか、それから、ホームレスではなくて、どこか屋根のあるところに入つてもいいよと言ってくださった方を入れたところが、複数の人が同じ部屋にいてすごく生活しづらいので、やはりそういうところにはいられないと出てしまったという話も聞いたりするので、その辺の体制づくりですね。また、かかわる人がやはり基本的には少ないのかな。職員の数ですね。どこでもそうですが、福祉に関する人手がやはり少ないんじゃないかなというのが、ちょっと心配するところかなというふうに感じています。

○生活福祉課長 ありがとうございます。

支援付きの部分につきましては、これは、23区、ブロックごとにそういう部屋というか、アパートを借り上げて部屋を用意しているんですけれども、例えば、新宿の所属している第1ブロックですと、全部でこの支援付きの戸数というのは8戸なんですね。ですので、同時に、今路上にいらっしゃる方をここに入れようとするのは、当然8戸じゃ同時には受け入れられませんので、客観的にはちょっとまだ十分じゃないというところはあります。

ただ、路上生活が長期化してくると、私も1回、ちょっと一緒に巡回に回ったことあるんですけれども、やはり何かしらの疾病を抱えている方もいらっしゃいますので、そういった方には粘り強く話をして、そういった形で、少しでも福祉のサービスにつなげられるようにということで、日々動いているところなんですね。あとは、つないだ後、対応する体制という部分につきましても、場所の問題でしたり、人の問題というのは当然、次に出てくる課題でございますので、そこは、新宿区だけではなくて、23区、東京都全体の課題として、今後もいろいろと、新宿区も含めましていろいろ課題認識をして、東京都への要望という形で出ていければというふうに考えております。

○岡部委員長 先ほど永井委員からちょっとおっしゃられましたけれども、路上に生活をするということを、これ、人権的にも、あるいは政策を推進するという者にとっても、これは、要するにあってはならない、路上で生活をするということを認めるということは、その人の人権の問題、あるいは、それを、要するに公が認めるということはできないことなので、住まいとしてふさわしい場所に移っていただくということを、方針として出しているということがあります。

それと、2つ目に、先ほど無料低額宿泊所の関係で、住所としてふさわしくないようなところに入ると。これは、住居としてふさわしくないので、住居としてふさわしい場に移っていただくというのが、これが2つ目になるのかなというふうに思います。

ですから、そのために、こういう計画をつくっているということです。

ここで、路上生活というのは、駅舎であるとか、河川であるとか、公園であるとかというのは、もともとは別な用途でその場にあるものですから、そこで居住をするということも、これは要するに認めがたいものであるということが前提となっていますね。それを、強制的に移っていただくという方法をとらずに、できる限り、要するにその人の望むところで進めていくというのが、この計画の中に盛り込まれているということになるかと思います。

佐久間委員、いかがでしょうか。

○佐久間委員 質問というか、感想みたいな感じですが、この支援付地域生活移行事業は、東京都の実施計画の19ページのコラムで少し書いてあったので、今、見ていたんですけれども、これは質問なんですが、これ、先ほどの質問でも、第1ブロックだったらアパートは8戸ぐらいだということで、そんなに規模はなくて、これを23区全域でやるというふうになるかと。これは、イメージとしては、例えば、平成16年度ぐらいに東京都と一緒にやった地域生活移行事業に類するようなイメージでいいんですか。規模はあれほど大きくないとは思うのですが。それとはまた違いますか。何か見た感じ、アウトリーチをして声をかけて、少しずついくのかなと。

あと、笠井委員もほかの方も言われていたんですが、数としては横ばいというか、私、今後の利用者像というか、どういうふうになっていくかなと思って、そのモデル事業からでは、タイプ1の、恐らく長期化した高齢のホームレスの方ということで、その数というのはそんなには多分ふえないんだろうなと思って、一昨年ぐらいですか、たしか29年度の年末ぐらいに東京都がネットカフェの調査をまたやって、それがリーマンショックのときよりか、たしか多かったと思ったんですね。ネットカフェ難民というか、いわゆる、そこを住まいとして使っていて、生活の基準以下ぐらいの収入の人ってやったら、4,000人ぐらいいたと思うので。そうすると、今のオリンピックの後とか、もし景気とかそういったものが下がっていった際に、潜在的なホームレス予備軍で、かつ、タイプ1よりももっと若い人、恐らく20から40代ぐらいで、金子委員が言われたような利用者像の人も、かなり多くはいらっしゃるんじゃないかなと思うんです、軽度の障害を持たれた方とか。

そうなってくると、今の数字が117ぐらいなんですけれども、ここにもっと若い稼働層の人たちも出てくる可能性も、やっぱりあるのかなという。今後議論していく中で、そのあたりにもらみながら考えていったほうがいいのかなどの、感想というか、質問というほどではないですが。

以上です。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

では、鈴木委員。

○鈴木副委員長 では、すみません。

⑥番の支援付地域生活移行事業、この名称になったのは、実は今期の福祉の手引きで、東京都さんがこの名称で事業を進めますということで。

1つには、2021年度までが検証期間で、事業としてはモデル事業の名称をそのまま維持す

るという形になっています。21年度までの実行内容で今後継続するかどうか見定めますよと、これは東京都さんの中にも明確に文書化されているので、ガイドラインとしては2024年を目標にします。この新宿区さんの会議で言うのもなんですが、2024年が東京都のホームレスゼロ目標の年度だというのは、東京都さんもおっしゃっているので、それがあるので、その目標を達成するためのいろんな方策の一つとして、今回これがあります。

タイプでいくと、①の50歳以上でという、この年齢層に当たるのですけれども、実際にこの支援付事業でやっているのが、長期高齢者という位置づけでやっています。ですから、モデル事業期間中に60歳以上の方の受け入れを実際にやらせていただいて、間もなくですけれども、そのうちお一方が就労自立て生活保護廃止になる予定ですね。新宿区さんの例じゃないです。この事業を利用した中で、そういうケースが出ているということですね。

利用開始時は健康状態が芳しくない。治療優先で、たしか、記憶違いじゃなければ糖尿病で就労不能だということで、生活保護ありきという考え方だったのですけれども、治療したら数値が安定てきて、パート就労可能なんじゃないのっていうんで、どうって言ったら、本人やる気になって、とんとん拍子に、今、警備の仕事について、月15万ぐらいの収入が上がってきていて、自立可能域まで来ましたのでというケースもあります。

ですから、ホームレスの方が必ずしも単身生活を維持できないかというと、そうでもない。それ以前に、ここにも記載されているような疾病等の、ご本人のパーソナリティ上の都合とか、対応、支障があつてやむなしだったというケースが実際にはあります。

一方では、社会的手続で年金受給等の対応をしまして、要するに、ホームレスなんで住民票もない状態から始まりますので、そういう方を支援してみたら、若いころ一所懸命働いていたんでしょうね、遡及年金で1,200万という額が出てきて、今、色々自適の暮らしをなさっていますね。ああ、僕はこんなに年金もらえる立場だったのかって、もらってみて初めて我にかえったという人が、もうどうでもいいやと言っていた人が、今は何かできないかなと言い出していますし、あと、障害者の方も当然いらっしゃるんですけども、そういう方は、障害の作業所から別の施策を、ですから、こちらでいうホームレス支援だけではなくて、障害福祉課とかいろんな部署との連携の中で対応させていただいているんで、明確に言うと失敗例ってないんですよ、だから。何かしらの形で全て成功裏に達しているんで、ご本人は非常に満足なさっている。

ただ、この事業に限らないのですが、日中生活活動という領域で、例えば、9時から夕方17時、18時までの間に、どこで何を生活なさるかという、ここを埋められるのが、この支援

の穴かなという。なかなか職員が全部つきっきりで回れないというのがありますので、そうすると、よく見かけるのが、もといたところに戻っていて、仲間意識が働いているので、日中生活活動はそこに戻っちゃっているんですね。ひょっとすると、夜も帰っていないんじゃないのっていう人もたまに見かけるんで、支援する側から見ると、ここが課題になる。

それと、モデル2、3については、大きなネックになるのが、ご存じだと思うんですが、民法改正になりましたけれども、今までだと、二十未満の子は契約者になれなかつたんで、アパート物件を確保して生活するということができなかつた。この人をどうするのかというのが、間違いなく課題になっているところでございます。中には、年齢詐称で出てくる子もいらっしゃって、家出入搜索願とか、連携とったご親族にお引き取りいただいたとか、捜していたとかっていうケースが実は非常に多くて、親族との連絡、コンタクトの仕方1つによつては、そういう若年層は減るのかな。

ただ、先ほどご紹介あつた養護施設の終了者の方、これ、18歳以上になつてはいた。高校卒業になると、今回の改正の部分では非常にネックになつてはいるのが、アパート契約できる年齢でもない。各法の支援対象にならない層なんです。そこが一番厳しいのかな。だから、19、二十の子で、契約できるかできないかのはざまの子が、今非常に、我々支援している側としては苦しい状況にある。たまたま、とんとんといく子もいるんですけども、利用期間中に二十の誕生日を迎えて、民法上の契約該当者になつたんで出ましたというケースはあるんですけども、そうじやないケースは、支援の中で、自立支援住宅というのを、アパートを別借りしてやつてはいるのがありますので、そこに入つていただいて、ぎりぎり二十になるまで待つかなとかいう場合もありますし、ほかの施設で一旦誕生日を迎えてもらうための期間を調整させていただくということも、まれにあります。

ちなみに、障害区分でいくと、今、精神疾患、障害手帳を持っている、持つていないにかかわらず、精神疾患の方がおよそ2割ぐらいの方になります。中には、知的障害手帳とかお持ちの方もいらっしゃいますので。もっと極端なことを言うと、中高年で知的障害なんだけれども、自動車免許持つてはいる人もいるんですよ。年齢がいってから能力が落ちるケースつて、今、高齢者の運転免許の話題すごいですけれども、そういうレベルじゃなくて、どうして免許とれたのって思うような能力しかないんだけれども、免許持つてはいるんですね。適正検査やつたら、東京でいう知的障害の3度に該当しましたと、IQレベル20しかなかつたという方もいたりとか、ちょっと考えにくいくことが現実起きてはいるんで、若年性の認知症でも発症したのかなとかという、そういうのも気にかけなきゃならなかつたとかいうのもありま

して、いろんな場面でいろんな対応をさせていただいているところなんですが、その方々が全部ホームレスだったかというと、実はそうでもないんですね。ホームレス経験ゼロという方も、年間何人かお入りになっているんで、路上生活したことありませんよという方は実際にいらっしゃいますので、新宿の一番の問題は、地域流入の方だなとは、僕はずつと思っていますので。

極端な例でいうと、都会に行けば仕事あるんじゃないって、上京してくる方結構いらっしゃるんですね。そこの地域の支援で、そう言われて出てくる、上京してくる方というのが大勢さんいらっしゃって、そこが全部ターミナル駅に集中しちゃう。ターミナル駅というと、当然なんですけれども、こちら側でいくと新宿になるんですね。今だと東京駅になるんでしょうけれども、東京駅って、運悪いことに、千代田区役所随分離れているんですよ。なので、山手線沿線で回れるところで、役所の近いところでというところで、また人が集まっちゃうという。よくよく聞いたら、それでぐるぐる回っていてという方がいらっしゃって。だから、支援の仕方自体が、新宿のホームレスというのはどういうところなのかという、何でいうんですかね、分析から一応検証しておかないと、なかなか次の施策といつても難しいのかな。だから、先ほどご紹介あったように、サイクルで計画、立案、評価を繰り返していく中で、支援を構築していくべきなんだろうなと思っています。

○岡部委員長 ありがとうございます。

そろそろ時間になってきました。

ちょっと、皆さんによろしいかどうかという確認をさせていただきます。

第Ⅲ期推進計画をもとにして第Ⅳ期の推進計画をつくられて、原則として、第Ⅲ期推進計画を念頭として継続してよいでしょうかということ、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

あと、今お話が出ましたように、新宿区という地域特性を踏まえて、また、国と東京都の動向を踏まえて、計画を策定させていただくということにおいて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡部委員長 それと、皆さんから、多くのご意見いただきましたので、これを盛り込みながら、反映させながら、計画ですので、具体的にいうと、やはり P D C A のサイクルにのっとって、第Ⅳ期の計画を策定すること。それは、当然第Ⅲ期の計画というものが継承、改善をもとにしながら、第Ⅳ期をつくるということについてのご承認をいただきまして、あ

りがとうございます。

それと、皆さんのお手元に配られたと思うんですが、ご意見シートというのがあると思うんですが、第1回会議のご意見シートということで、お名前と裏面にも書く部分があるかと思いますが、これを今ご記入していただくな、事務局に個別にご連絡いただければと思います。

今日は、盛りだくさんの内容でしたが、持ち帰って読んでいただいて、お気づきの点は、ご意見等出していただければと思います。

最後に、事務局より事務連絡がございますので、お願ひします。

○生活福祉課長 事務局です。

本日は、貴重なご意見ありがとうございました。

最後に、事務連絡ということで、今後の予定を含めましてご案内をさせていただきます。

まずは、次回の第2回の委員会でございますが、本日お配りした次第の8のその他にも記載してございますが、11月5日の火曜日、午後2時から午後4時までを予定しております。会場は、また今日と同じこの本庁舎6階の第3委員会室を予定しております。よろしくお願ひいたします。

また、先ほど委員長のほうからご紹介いただきましたけれども、本日お配りしておりますご意見シートでございますけれども、また改めて計画をお持ち帰りいただいて、何か意見だとかご提案がございましたら、恐縮ですが、8月9日の金曜日までに、事務局のほうにご提出をいただければと思います。

事務局のほうからは以上でございます。

○岡部委員長 8月9日が期限となっておりますので、10日ほどですね、ありますけれども、この期間までに提出をお願いしたいと思います。

長らくご審議いただきましてありがとうございます。お疲れさまでした。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

次回は11月5日午後2時からです。よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

午後3時45分閉会